

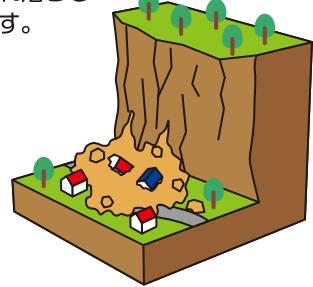
# ! 土砂災害について

## 土砂災害の種類

土砂災害から身を守るために、日頃から自分の住んでいる地域のどんな場所で、どの災害が起こりうるかを把握し、災害に備えておくことが大切です。

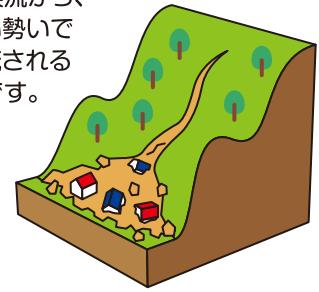
### がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)

急な斜面が大雨などによって緩み、突然崩れ落ちる現象です。



### 土石流

土砂や石などを含んだ濁流が谷や渓流から、激しい勢いで押し流される現象です。



### 地すべり

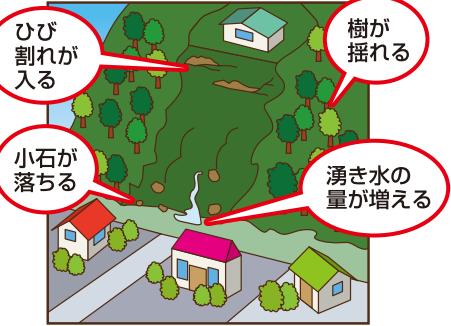
比較的広い範囲にわたり、雨水を含んだ土地がゆっくりと動き出す現象です。



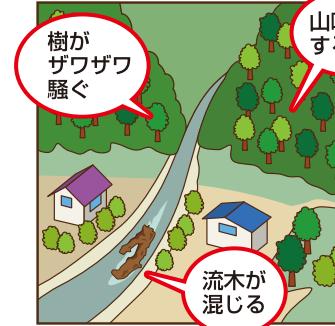
## 前兆現象に注意

長雨や大雨、地震発生時などに次のような現象を確認したら、土砂災害が起こる危険があります。早めに避難し公共の防災機関に通報しましょう。

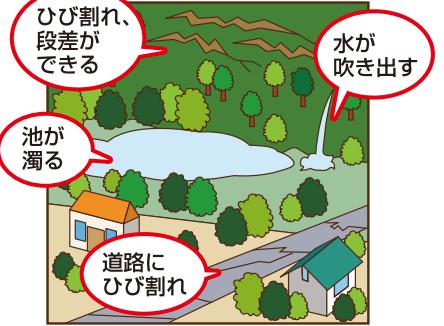
### がけ崩れの前兆現象



### 土石流の前兆現象



### 地すべりの前兆現象



## 区域の指定

土砂災害防止法とは、土砂災害の危険がある区域の危険の周知などをはかり、土砂災害から住民を守るために法律です。

「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」は土砂災害防止法に基づいて指定されます。



### 土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

土砂災害のおそれがある区域

#### 警戒避難体制の整備

土砂災害から生命及び身体を守るために、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。



### 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域

#### 特定の開発行為に対する許可制

住宅宅地分譲や災害時要支援者関連施設の建築のための開発行為は、基準に添ったものに限って許可されます。

#### 建築物の構造規制

居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。

#### 建築物の移転勧告

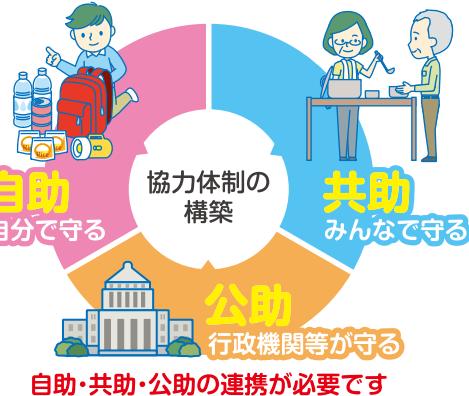
土砂災害時に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者に対し、移転等の勧告が図られます。

\*土砂災害防止法に基づき指定する区域の詳細については、大阪府にお問い合わせください。

# ! 自治体の取り組み

## 自助・共助・公助

災害に対する予防・応急対応、復旧・復興には、市民の皆さんと行政機関等がそれぞれ役割を果たし、協力・連携して対策に当たることが大切です。特に被害を最小限に抑えるためには「自助・共助・公助」の効果的な組み合わせが重要です。



## 消防団

和泉市消防団員は普段はそれぞれ本業に専念する傍ら、火災の警戒や鎮圧・その他災害の防除等、消防活動に従事しています。



組織詳細	団員数	団数	分団数	班数	消防車両数
	344名	1団	9団	37班	44台(令和4年11月末現在)

## 自主防災組織

いざ災害が起ったときに、自分や家族、住み慣れたまちを守るために地域内で自主的に活動する組織を、自主防災組織と呼んでいます。



●災害から自分たちを守るために、お互いに助け合う自主防災組織を結成しましょう。大規模災害時にはそれぞれの地域での、初期の災害活動、救出救護、避難誘導、給水等を行います。

## 災害時要配慮者

障がい者や傷病者、高齢者の方々は、すぐに避難をするのが困難です。災害が起ったとき、手助けが必要な方は遠慮せずに協力を求め、周囲の人はずすんで手助けをしましょう。

### 目の不自由な方を介助するとき

- 安全な場所へ誘導するときは肘の上を持ってもらいや、階段などの障害物を説明しながら進みましょう。

### 高齢者・病人を介助するとき

- まず声をかけ、サポートしてほしい方法を聞いて支援しましょう。手をつないだり、おぶつたり担架を利用したり、本人が安心する方法で介助することが大切です。

### 聴覚・言語の不自由な方を介助するとき

- 話すときは、口を大きく動かし、はっきりと、相手にわかりやすく伝えましょう。
- 身ぶりや表情、筆談などで、正確な情報を伝えましょう。
- どうしても手話でやり取りをしなければならない時は、市、公的機関へ手話通訳者派遣の要請をしましょう。

### 肢体の不自由な方を介助するとき

- 車いすを利用されている方を階段で介助するときは2人以上が必要です。上りは前向きに、下りは後ろ向きで移動しましょう。
- 介助者が一人の場合におんぶひもなどを利用し、おぶつて避難しましょう。

## 避難行動要支援者の支援

災害時要配慮者のうち、自ら避難することが困難で、特に支援を要する人を、避難行動要支援者としています。

市では、実効性のある避難支援を行うため、避難行動要支援者で、地域の支援者（町会・自治会・民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会、消防団、警察機関等）に自身の情報を提供することに同意した人の名簿を活用し、普

### 避難行動要支援者の登録方法について

申請・登録の必要条件など、詳しいことは和泉市HP、または「障がい福祉課」「高齢介護室」「福祉総務課」までお問い合わせください。

段の見守り活動や、災害時の避難支援にかかる話し合いなど、地域での取組みを推進しています。

## 災害ボランティアセンター

和泉市で大規模な災害が発生した時、市からの要請により和泉市社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置します。



### お問い合わせ

和泉市社会福祉協議会  
TEL 0725 (43) 7513  
FAX 0725 (41) 3154  
<https://izumi-syakyo.net/>